

青森県報

第九百十七号

令和七年
五月二十三日
(金曜日)

目 次

公 告

○製菓衛生師試験の施行……………(保健衛生課) ……一
○大規模小売店舗の変更の届出……………(地域企業支援課) ……一

教育委員会

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(学校教育課) ……四

人事委員会

○人事委員会規則二二(人事委員会の権限の行使等に関する証票)の一部を改正する規則……………(事務局) ……四
○人事委員会規則七一九九(退職手当の支給制限等に係る書面の様式)の一部を改正する規則……………(同) ……四
○人事委員会規則一四一〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(同) ……五

公 告

製菓衛生師試験の施行

令和七年製菓衛生師試験を次のとおり施行するので、青森県製菓衛生師法施行細則(昭和四十四年五月青森県規則第三十五号)第三条の規定により公告する。

令和七年五月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 試験の期日及び場所

1 期日

令和七年八月十九日(火)

2 場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁西棟八階大会議室

二 受験願書受付期間

令和七年七月四日(金)から同月十八日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、有効とする。

三 受験願書提出先

青森市長島一丁目の一
青森県健康医療福祉部保健衛生課生活衛生グループ

四 その他

受験願書は、県内保健所(中核市が設置するものを含む。)及び青森県健康医療福祉部保健衛生課生活衛生グループで交付する。

試験について不明な点は、青森県健康医療福祉部保健衛生課生活衛生グループ(電話〇一七―七三四―九二一三)に問い合わせること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年五月二十三日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	イトーヨーカドー青森店ショッピングセンター 青森市浜田一丁目一四の一	C i i n A C i i n A 青森 青森市浜田一丁目一四の一	令和 六・八・二九	変 更 前
変 更 後	大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社 F i r s t o 神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目九 代表取締役 相川博史	青森市浜田一丁目一四の一	令和 六・八・二九	変 更 後
変 更 前	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 三枝富博	―	令和 六・七・二九	変 更 前
変 更 後	株式会社くまざわ書店 東京都八王子市八日町一の一 代表取締役 熊沢真	変更なし	―	変 更 後
変 更 前	株式会社ザ・クロックハウス 東京都中央区京橋一丁目一の一 代表取締役 大野緑太郎	株式会社ザ・クロックハウス 東京都中央区築地四丁目一の一 代表取締役 川瀬秀二	住所 令和 元・八・三 氏名 代表者の 令和 六・二・二三	変 更 前
変 更 後	株式会社ムカイ 静岡県静岡市駿河区中野新田一二五の一 代表取締役 向井正太郎	―	令和 六・七・二九	変 更 後
変 更 前	株式会社富士メガネ 北海道札幌市中央区南二条西四の七 代表取締役 金井昭雄	変更なし	―	変 更 前
変 更 後	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	―	―	変 更 後

株式会社エド商事 宮城県仙台市若林区卸町一丁目二 の〇 代表取締役 江戸耕輔	株式会社エド商事 宮城県仙台市宮城野区萩野町三丁 目一の四 代表取締役 江戸耕輔	令和 二・八・二
株式会社モリタ 秋田県秋田市山王三丁目三の九 代表取締役 盛田良紀	変更なし	―
カトレア株式会社 秋田県秋田市山王沼田町二の一 代表取締役 長谷川利夫	―	令和 三・九・三
パレモ・ホールディングス株式会 社 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目 二七の一三名駅錦橋ビル六階 代表取締役 吉田馨	―	六・七・二九
株式会社キュート 弘前市大字大町三丁目七の三 代表取締役 澁谷公智	―	ク
株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三二の 一三 代表取締役 指田努	変更なし	―
有限会社ほわいとあつぷる 弘前市大字駅前二丁目二の一 代表取締役 小笠原新一	有限会社ほわいとあつぷる 弘前市大字大町二丁目一の一七 代表取締役 小笠原新一	平成 三〇・〇・一
株式会社キャンドウ 東京都新宿区北新宿二丁目二一の 一 代表取締役 城戸一弥	変更なし	―
株式会社ソユール 秋田県秋田市卸町三丁目七の三 代表取締役 今野創	―	非物販店 舗のため 削除
株式会社みちのくジャパン 岩手県北上市大通り四丁目四の二 二 代表取締役 小原寛	変更なし	―

株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	株式会社ブラザクリエイト 東京都中央区晴海一丁目八の一〇 代表取締役 大島康弘	株式会社赤ちゃん本舗 大阪府大阪市中央区南本町三丁目 三の二 代表取締役 佐藤好潔	株式会社Firs to 神奈川県川崎市幸区南幸町二丁目 九 代表取締役 相川博史	株式会社ツヅキ 千葉県柏市柏三四の二 代表取締役 都築宏一郎	ドリームカプセル株式会社 愛知県名古屋市長区徳重三丁目一 〇一 代表取締役 都築祐介	職人工房株式会社 北海道札幌市東区北八条東八丁目 一 代表取締役 一関修平	有限会社清野菓子店 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下 富田五三の一 代表取締役 清野悟	株式会社キング 京都府京都市下京区東塩小路高倉 町二の一 代表取締役 長島希吉	株式会社アインホールディングス 北海道札幌市白石区東札幌五条二 丁目四の三〇 代表取締役 大谷喜一
令和 四・一・三	六・五・三	三・三・一	六・三・〇	六・八・九	〃	〃	令和 六・二・〇	六・三・〇	〃

株式会社アダストリア 茨城県水戸市泉町三丁目一の二七 代表取締役 木村治	クールケアン株式会社 東京都品川区東品川四丁目一二の 六 代表取締役 堀内一夫	株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町二丁目一一 の一 代表取締役 前田義晃	株式会社パティズ 福島県会津若松市インター西三一 代表取締役 齋藤啓一
令和 七・二・七	六・八・九	七・二・六	六・三・〇
届出年月日 令和七年四月二十八日			
届出書の縦覧 五 届出書の縦覧			
場所 一 青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所			
期間 二 令和七年五月二十三日から同年九月二十四日まで			
時間 三 午前八時三十分から午後五時十五分まで			
意見書の提出 六 ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。			
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持 のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ る。			
提出期限 一 令和七年九月二十四日			
提出先 二 青森県経済産業部地域企業支援課			
記載事項 三			

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第337号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和七年五月二十三日

青森県教育委員会教育長 風 張 知 子

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県立学校GIGAスクールネットワークサービス提供業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県教育庁学校教育課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和七年三月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社トークネット
宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七の一
- 六 契約金額
六千六百四十四万四千円
- 七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

人 事 委 員 会

人事委員会規則二―二（人事委員会の権限の行使等に関する証票）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月二十三日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則二―二（人事委員会の権限の行使等に関する証票）の一部を改正する規則

人事委員会規則二―二（人事委員会の権限の行使等に関する証票）の一部を次のように改正する。

別記様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

人事委員会規則七―一九九（退職手当の支給制限等に係る書面の様式）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月二十三日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―一九九（退職手当の支給制限等に係る書面の様式）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―一九九（退職手当の支給制限等に係る書面の様式）の一部を次のように改正する。

別記様式第三から別記様式第五までの規定中「縣監」を「首縣連」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

~~~~~

人事委員会規則一四―〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月二十三日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則一四―〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四―〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項中「副参事（課）」を「副参事（課又は室）」に、

「イ 課長代理」 「イ 総括副参事」  
ロ 総括財政主幹 を ロ 課長代理  
ハ 財政主幹 ハ 総括財政主幹 に改める。  
ニ 財政主幹 ニ 財政主幹」  
別表第二号の表地域県民局の項を削り、同表県外事務所の項の次に次のように加える。

|       |       |           |
|-------|-------|-----------|
| 児童相談所 | 県税事務所 | 一 所長      |
|       |       | 二 次長      |
|       |       | 三 庶務担当課長等 |
|       |       | 一 所長      |
|       |       | 二 次長      |
|       |       | 三 庶務担当課長等 |

女性相談支援センター

一 所長  
二 次長

別表第二号の表子ども自立センターみらいの項の次に次のように加える。

|         |                           |
|---------|---------------------------|
| 地域連携事務所 | 一 所長<br>二 庶務担当課長等         |
| 環境管理事務所 | 所長                        |
| 保健所     | 一 所長<br>二 次長<br>三 庶務担当課長等 |
| 福祉事務所   | 一 所長<br>二 次長<br>三 庶務担当課長等 |

別表第二号の表美術館の項の次に次のように加える。

|         |                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 農林水産事務所 | 一 所長<br>二 次長<br>三 庶務担当課長等<br>四 家畜保健衛生所長<br>五 水産事務所長 |
|---------|-----------------------------------------------------|

別表第二号の表営農農高等学校の項を削り、同表病害虫防除所の項の次に次のように加える。

|         |                                              |
|---------|----------------------------------------------|
| 営農高等学校  | 一 校長<br>二 教頭                                 |
| 県土整備事務所 | 一 所長<br>二 次長（当該県土整備事務所の人事事務等を主として担当するものに限る。） |

|  |               |
|--|---------------|
|  | 三<br>庶務担当課長等  |
|  | 四<br>港管理所長    |
|  | 五<br>道路河川事業所長 |

別表第二号の表備考第二号中「第三十一条第三項又は」を削る。  
附 則

この規則は、公布の日から施行する。

|                                              |                                |
|----------------------------------------------|--------------------------------|
| (発行所・発行人)<br>青森市長島一丁目一番一<br>号<br>青 森 県       |                                |
| (印刷所・販売人)<br>青森市第二問屋町三丁目一番七<br>号<br>東奥印刷株式会社 | 毎週月・水・金曜日発行<br>定価小口一枚二付二十一円七十銭 |